

広島県告示第百号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百五条第一項第二号ロの規定によつて、平成十九年広島県告示第七百三十四号で定めた加入区（区域及び区分）を次のとおり変更する。

平成二十六年二月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

変 更 前		変 更 後	
区 域	区 分	区 域	区 分
千年区域 (千年漁業協同組合 の地区)	一 主として小型機 船底びき網を営む 小型合併漁業	千年区域 (千年漁業協同組合 の地区)	一 主として小型機 船底びき網を営む 小型合併漁業
	二 小型機船底びき 網と小型定置を併 せて営む漁業		二 小型機船底びき 網と小型定置網を 併せて営む漁業
	三 一〜二に掲げる 漁業以外の漁業		三 総トン数一〇ト ン未満の漁船によ り主として刺し網 を使用して営む漁 業
			四 総トン数一〇ト ン未満の漁船によ り主としてたこつ ぽを使用して営む 漁業
			五 一〜四に掲げる 漁業以外の漁業